

## 共通入札公告(オープンカウンター・役務調達)

和歌山県が公告する物品及び役務の提供等の契約に係るオープンカウンターの個別公告に規定する項目のほか、各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

オープンカウンターに参加する者に必要な資格に関する事項
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(令和7年制定)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。
会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱(令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。)に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者(入札参加資格の停止の期間中である者を除く。)であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が、個別公告に記載の種目であること。

質問に関する事項
仕様書のほか、このオープンカウンターに関する事項について質問がある者は、個別公告で示された日時までに、実施機関に対して、所定の書面(ファクシミリを含む。)により行うこと。
質問に対しては、原則として個別公告で示した日時までに、書面(ファクシミリを含む。)により回答し、その内容については、入札情報システムへの掲載の方法及び問合せ先での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、問合せ先の担当者による口頭による回答のみとすることができる。

見積等に関する事項
見積書等の提出について
見積書等は、所定の見積書に見積もる事項を記入し、電子入札システム、郵送又は持参により提出すること。
提出期間外に到達した見積書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
一度提出された見積書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
見積書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
落札者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 なお、見積者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。
郵送により見積もる場合には、見積者の氏名、調達業務の名称及び見積年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封すること。また、見積書を入れた封筒は外封筒に入れ、簡易書留等配達記録の残る方法で個別公告で示された日時までに、見積書提出先へ必着させること。
持参により見積もる場合には、見積者の氏名、調達業務の名称及び見積年月日を表示した封筒に見積書を入れ密封すること。また、見積書を入れた封筒は外封筒に入れ、個別公告で示された日時までに、見積書提出先へ持参すること。
見積の無効に関する事項
本公告に示した競争入札参加資格のない者及び以下に記載する無効な見積に該当する見積は、無効とする。
(1) オープンカウンターに参加する者に必要な資格のない者がした見積
(2) 同一事項のオープンカウンターについて、見積者が2以上の見積をした場合のそのいずれもの見積
(3) 明らかに談合その他の不正な行為によってされた認められる見積
(4) 電子入札システムにより提出したものを除き、記名押印を欠いた見積書による見積
(5) 見積金額を訂正した見積書による見積
(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積
(7) その他オープンカウンターに関する条件に違反した見積

落札者の決定に関する事項	
	和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。）第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。なお、落札方式が最高価格の場合は最も高い価格をもって有効な見積をした者を落札者とする。
	落札者となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
	落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が見積に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。
	見積結果について見積結果表を作成して整理するものとする。
	天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争見積を公正に執行できない状況にあると認められたときも、同様とする。
	その他オープンカウンターの執行については、執行者が決定する。
	見積結果の公表は、実施機関において閲覧により公表するものとする。

その他	
	この入札公告と、個別の入札公告に相違がある場合は、個別の入札公告を優先するものとする。
	この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。
	道路運送法第9条の2第1項に基づき国土交通大臣に届け出た運賃を基に適正な積算が求められている案件にあっては、落札決定後誓約書を実施機関に提出すること。誓約書の提出がない場合は、契約辞退として取り扱うこととする。

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義	
	「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日をいう。

## 入札公告

次のとおりオープンカウンターを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の2第1項第1号、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条及び和歌山県役務の提供等の契約に係るオープンカウンター実施要領（平成19年制定）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年5月20日

和歌山県立博物館 館長 関根俊一

### 案件内容詳細

#### 1 業務等の内容

(1)調達年度・案件番号	令和8年度 20269001537
(2)案件名称	和歌山県立博物館 文化財撮影業務
(3)業務内容	別紙仕様書のとおり
(4)税率	10%
(5)実施機関	和歌山県立博物館
(6)契約期間	契約締結日 から 令和8年7月31日
(7)予定価格（税抜き）	—
(8)見積方式	郵送（持参）
(9)落札方式	最低価格／最低制限価格なし
(10)契約書又は請書の要否	要
(11)県議会の議決の要否	否

#### 2 入札参加資格

(1)地域要件	振興局管内業者(海草)
(2)業務種目 (資格者名簿の当該業務種目に 登載されていること)	10 企画・広告・手配／01 広告・デザイン・映像制作
(3)許認可・資格等	
(4)人材要件	
(5)その他	

### 3 入札・開札に関する事項

手続き	期間・期日・場所	留意事項
(1)見積期間 (契約条項を示す期間)	令和 8 年 5 月 20 日(水)13 時 00 分から 令和 8 年 5 月 28 日(木)13 時 00 分まで	左記期間中に郵送等の場合は、同期間中に「4 実施機関」へ必着させること。見積書の注意事項に留意すること。
(2)質問受付期間	令和 8 年 5 月 20 日(水)13 時 00 分から 令和 8 年 5 月 24 日(日)13 時 00 分まで	質問書は「4 実施機関」へ電子メール、FAX 又は持参すること。FAX 又は電子メールの場合は、必ず電話による質問書の到着確認を行うこと。
(3)質問に対する回答期限	令和 8 年 5 月 26 日(火)まで	「4 実施機関」で閲覧に供する。ただし、その内容が軽微なものにあっては、口頭により回答する。
(4)説明会日時・場所		
(5)落札者の決定	見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。なお、見積者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。	

#### 4 実施機関（問い合わせ等）

住所	和歌山市吹上1丁目4-14
課室名	和歌山県立博物館
担当者名	村上順子
電話番号	073-436-8670
FAX 番号	073-436-6643
e-mail	wpmsoumu@gmail.com

#### 5 特記事項

この入札は、和歌山県役務調達システムへの掲載はしない。  
和歌山県立博物館のホームページに掲載し、和歌山県役務調達に係るオープンカウンターに基づき和歌山県立博物館が執行する入札である。  
見積の提出は、郵送及び持参によるものとする。

#### 6 関係書類

見積書  
質問申出書  
仕様書 仏像撮影.pdf

仕様書等に関する質問申出書

年 月 日

和歌山県立博物館 様

事業年度	令和 8年度	公告年月日	令和 8年 5月20日
業務の名称	和歌山県立博物館 文化財撮影業務		
質問者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	F A X 番号		
質問事項			

# 見 積 書

案件番号 20269001537

案件名 和歌山県立博物館 文化財撮影業務

	百	十	万	千	百	十	円
見積金額							

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県立博物館 館長 関根俊一 様

- 注) 1 見積書の記載にあたり、公告に別に定めのある場合は、公告の記載に従うこと。  
2 見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
3 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」または「¥」を記入すること。  
4 金額を訂正したものは、無効とすること。  
5 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。  
6 見積書添付資料あり案件の見積を行う場合は、別途内訳書を添付すること。

## 見 積 書

案件番号 \_\_\_\_\_

案件名 \_\_\_\_\_ 業務委託

見積金額	百	十	万	千	百	十	円
	金	0	0	0	0	0	0

令和 年 月 日

税抜金額

住所

和歌山県和歌山市小松原通1 - 1

商号又は名称

株式会社

代表者職氏名

代表取締役 和歌山太郎

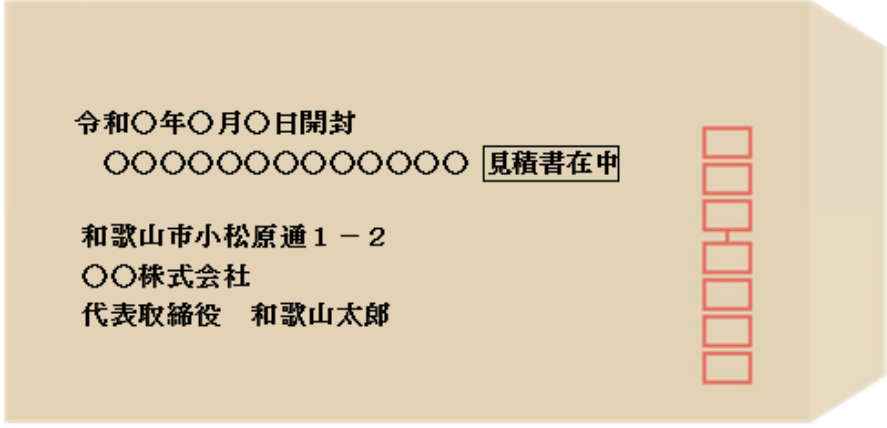
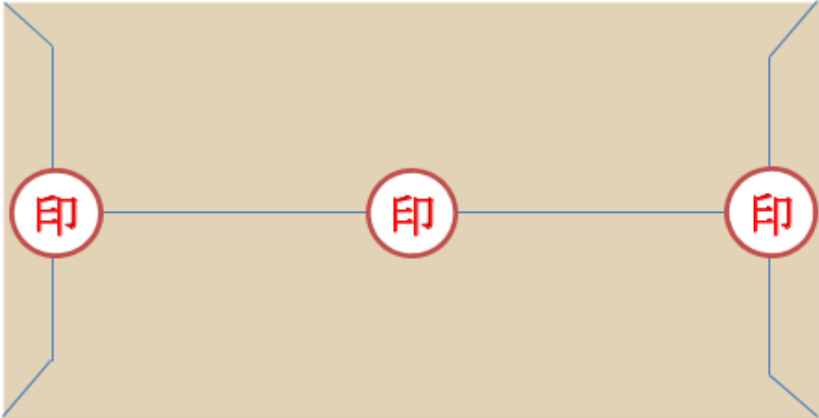
印

和歌山県立博物館 館長 関根俊一 様

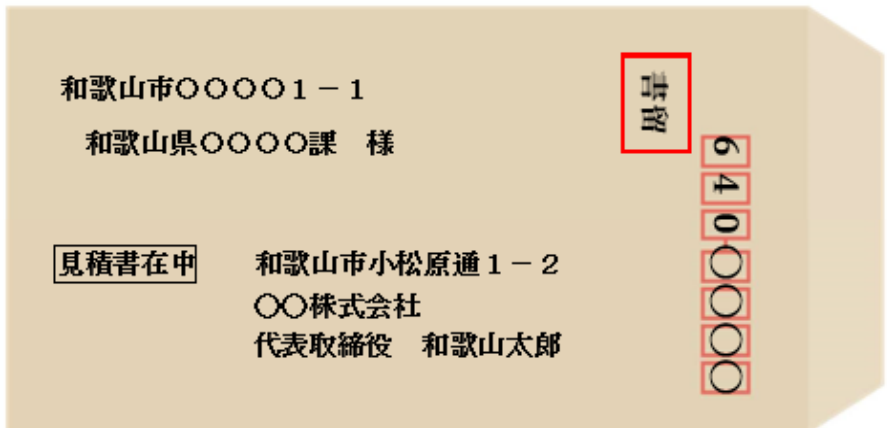
- 注) 1 見積書の記載にあたり、公告に別に定めのある場合は、公告の記載に従うこと。  
 2 見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 3 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」または「¥」を記入すること。  
 4 金額を訂正したものは、無効とすること。  
 5 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。  
 6 見積書添付資料あり案件の見積を行う場合は、別途内訳書を添付すること。

## 郵便見積用封筒記入例

### 内封筒（見積書を入れる封筒）

<p>&lt; 表面 &gt;</p>  <p>令和〇年〇月〇日開封 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 <b>見積書在中</b></p> <p>和歌山市小松原通 1 - 2 〇〇株式会社 代表取締役 和歌山太郎</p>	<p>同封するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 見積書</li><li>・ 内訳を必要とする見積の場合は内訳書</li></ul> <p>記載事項等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 見積参加者名</li><li>・ 見積案件名</li><li>・ 「見積書在中」</li></ul>
<p>&lt; 裏面 &gt;</p>  <p>印 印 印</p>	<p>封印の方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 見積書に押印した印鑑と同一の印鑑で、封筒のつなぎ目へ封印。</li></ul>

### 外封筒（内封筒を入れる封筒）

<p>&lt; 表面 &gt;</p>  <p>和歌山市〇〇〇〇 1 - 1 和歌山県〇〇〇〇課 様</p> <p><b>書留</b></p> <p>6 4 0 〇 〇 〇 〇</p> <p><b>見積書在中</b> 和歌山市小松原通 1 - 2 〇〇株式会社 代表取締役 和歌山太郎</p>	<p>同封するもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 内封筒</li></ul> <p>記載事項等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 書留郵便</li><li>・ 見積書提出先の住所</li><li>・ 「見積書在中」</li></ul>
--	---

# 仕 様 書

- 1 業務年度 令和8年度
- 2 業務名 和歌山県立博物館文化財撮影業務
- 3 業務内容 重要文化財（仏像）の撮影をする
- 4 業務条件及び内容
  - (1)撮影機材は、受託者が持ち込むこと。
  - (2)被写体：仏像1件（像高約185cm、重要文化財）
    - ・中判センサー搭載デジタルカメラ（1億画素以上）による高精細撮影1カットを行うこと。
  - (3)被写体細部の撮影については、フルサイズセンサー搭載デジタルカメラ（3000万画素以上）による撮影を3カット行うこと。
  - (4)デジタルカメラによる撮影はRAW撮影を行い、受託者がRAW解凍し、色調整等を行うこと。
- 5 業務場所 和歌山県海南市 寺院
- 6 業務日 令和8年6月23日（火）
- 7 納品 デジタルデータ  
TIFF及びJPEGの2種類を、HDDもしくはその他のメディア等で納品すること。
- 8 納期 令和8年7月31日（金）
- 9 その他
  - (1)上記に記載されていない事項については、博物館職員と協議のうえ、決定するものとする。
  - (2)国指定文化財の撮影を行った経験があることが望ましい。
  - (3)本業務に伴う著作権は、受注者に帰属することとする。
  - (4)受注者はこの契約の履行について、第三者に委任し、又は、請け負わせてはいけない。

令和8年5月20日

お取引業者の皆さまへ

和歌山県立博物館長

公的研究費の適正な執行に係る取組について(依頼)

当館は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、当館における公的研究費の適正な運営・管理の在り方の検討を行い、「公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」を制定しております。

また、上記ガイドラインに基づき、適正かつ円滑な研究活動の推進を目指し実効ある具体的な取組として「公的研究費等の不正防止計画」やその他不正防止対策に関する諸規程を制定しております。

このように当館では、公的研究費の不正使用を防止し、適正な執行を確保する取組の充実を図っているところです。つきましては、業者の皆さまにおかれましても、下記依頼事項に御留意の上、公的研究費の適正な執行に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、「和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱」及び「和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要項」に基づいた取扱いとしますので申し添えます。

記

- 1 . 見積書、納品書、請求書の3点を、発注者(総務課)へ必ずお渡してください。
- 2 . 見積書、納品書、請求書には必ず日付を記入してください。若しくは当館担当職員の受付印を押印してください。
- 3 . 預け金やプール金には絶対に加担しないでください。

以上